

散ゼヨ、當方謀計ニアラザル段、證據ノタメニ、光秀ガ老母ヲ人質トシ、秀治ニ相渡スベキノ間、秀治此條信伏セシメ、大臣家ヘ御禮申サレ、一家ヲ全フセラルベシト云、○中略和睦相調ヒテ、光秀方ヨリ老母ヲ渡シ、秀治方へ人質トシ、八上ノ城へ入置カシメ○中略雙方面談、一禮畢テ、祝儀トシテ盃ヲ出シ酒宴ニ及ブ、○中略秀治秀尙ヲ掲捕リ、其外從者十一人都合十三人ヲ相掲テ、早速安土へ差上セ、此趣言上シ畢ヌ、秀治ハ痛手負テ、路次ニ於テ死去セシメ畢ヌ、其後秀尙等安土ニ於テ、生害ノ以後、丹州ノ殘黨等、光秀人質ノ老母ヲ、張付ニ懸テ殺シ畢ヌ、

〔夢語〕一今世に不孝の子ありとて親勘當し、いかなる惡事すべきも乞られずとて、其親々親類など奉行所へ訴申事多く、奉行所にても是を張外のものとし、事有時は父母親類へも咎等もなき事のよし是人にもより、其事にもよるべき事ながら人倫の破れ治の害惡者の種おろし也、人々孝をなすべきは、御高札のはじめにのせられ、且明曆の御條目にも、不用父母の制詞、町々年寄五人組の者の異見不致承引者有之ば、可召連來先て罪舍、其上不直覺悟ば親切久離可追拂万一对于父母存遺恨ば、彼者從町中可捕來とあるとも、今之世の人々は、是をば御高札、彼は御觸とのみ思ひ居て其事どもはしらず、年寄五人組など深切に世話する者も疎きやうにて、我身の用心計してゐる也、何とぞ下萬民を憐み惠ませ給ふ御事なれば、能々教へさとし、人々此御高札の趣をば覺えしるやうにありたし、又中には親々の教へすして、惡者になるは親の罪も有べし、然れば子をよく教へさとし育るやうに、御教訓ありて、扱不孝の子在て、親もこらへず、諸親類所の者も倦て惡者とおもふ者は、きびしく罪せらるべきか、只今追拂とするは、親の元を離る、計にて、近所前後如元徘徊して、猶惡心やまず、人に災し國の害をもなし、惡事をも仕出す也是誠の御慈悲ならば、斯るものなどをこそ、遠島或は其罪の輕重人々の品々により、遠國か近流か、いづれ父母の地を離して、其配所をえ立不去様にし、月逝歲経て心も改らば、又上よりして是を赦し玉ふや